

【重要】コロナ特別貸付の当初3年間無利子措置は9月末で終了予定！



日本政策金融公庫(コロナ・物価高騰)相談会



当所では、日本公庫(旧こっさん)四日市支店の融資担当が出張し、本年度初の相談会を開催します。
 なお、ご相談・お申込をご希望の方は、完全予約制となっておりますので、必ず事前にお申し出下さい。

- *開催日時 **9月15日(木)午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)**
- *開催場所 **亀山商工会館 2階ホール(亀山市東御幸町39-8)**
- *申込方法 **事前の完全予約制(申込先着順で、FAX等にてご希望の時間をご予約下さい)**
- *必要書類 **直近2期分の決算・申告書、直近の試算表(直近までの月商のわかるもの)、
 日本公庫所定様式：売上減少申告書・経営状況シート(他のコロナ関連融資等を記載)等**

新型コロナウイルス感染症特別貸付

【利子補給期間】当初3年間分

【対象者】新型コロナの影響で売上が減少した中小企業(うち、利子補給の対象者は、小規模個人▲5%、小規模法人▲15%、その他▲20%)

【無利子融資上限】6千万円以内

【返済期間】運転資金15年以内
 設備資金20年以内

マル経融資(小規模事業者経営改善貸付)

【利子補給期間】当初5年間分

【対象者】当所の経営指導を受けた事業者

【融資上限】2千万円(別枠1千万円:要相談)

【返済期間】運転資金 7年(別枠10年)以内
 設備資金10年以内

【保証条件】無担保・無保証人

【貸付利率】1.21%(但し、別枠はコロナ特別貸付同様:当初3年間、基準利率-0.9%)

※尚、コロナ特別貸付は

中小機構で当初3年分

マル経融資は亀山市で

当初5年分、別途申請し

各々利子補給制度あり。

(但し、コロナ特別貸付の

要件と利子補給の適用

要件は異なります。)

*なお、ご審査の結果、ご要望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。

亀山商工会議所 中小企業相談所(☎:0595-82-1331、FAX:82-8987)

..... 切らずにそのままご提出下さい

亀山商工会議所 行
 (FAX:82-8987)

9/15(木)「日本公庫融資出張相談会」申込書

令和4年 月 日

住 所		希望時間	1. 10時～11時	左の番号第一希望に ◎、第二希望に○印。 尚、申込先着順にて、 ご希望に応じかねる 場合があります。
企業名			2. 11時～12時	
氏 名		3. 13時～14時		
TEL ()		4. 14時～15時		
e-mail @		5. 15時～16時		
		相談内容	使 途：希望額：希望時期等をご記入下さい。 使 途： 希望額： その他： (具体的に)	

ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び関連事業のご案内等に利用させていただきます。